

第 1 編 總 則

第 1 編 総 則

第 1 章 計画の基本的な考え方

第 1 節 目的及び位置づけ	1-1
第 2 節 構成及び内容	1-2
第 3 節 基本理念	1-3
第 4 節 計画の修正と習熟	1-4
第 5 節 用語	1-5

第 2 章 災害の想定

第 1 節 桑名市の概況	1-6
第 2 節 災害の想定	1-8

第 3 章 役割と責務

第 1 節 各主体の役割・責務	1-14
第 2 節 本市及び防災関係機関が行うべき業務の大綱	1-16
第 3 節 活動項目	1-23

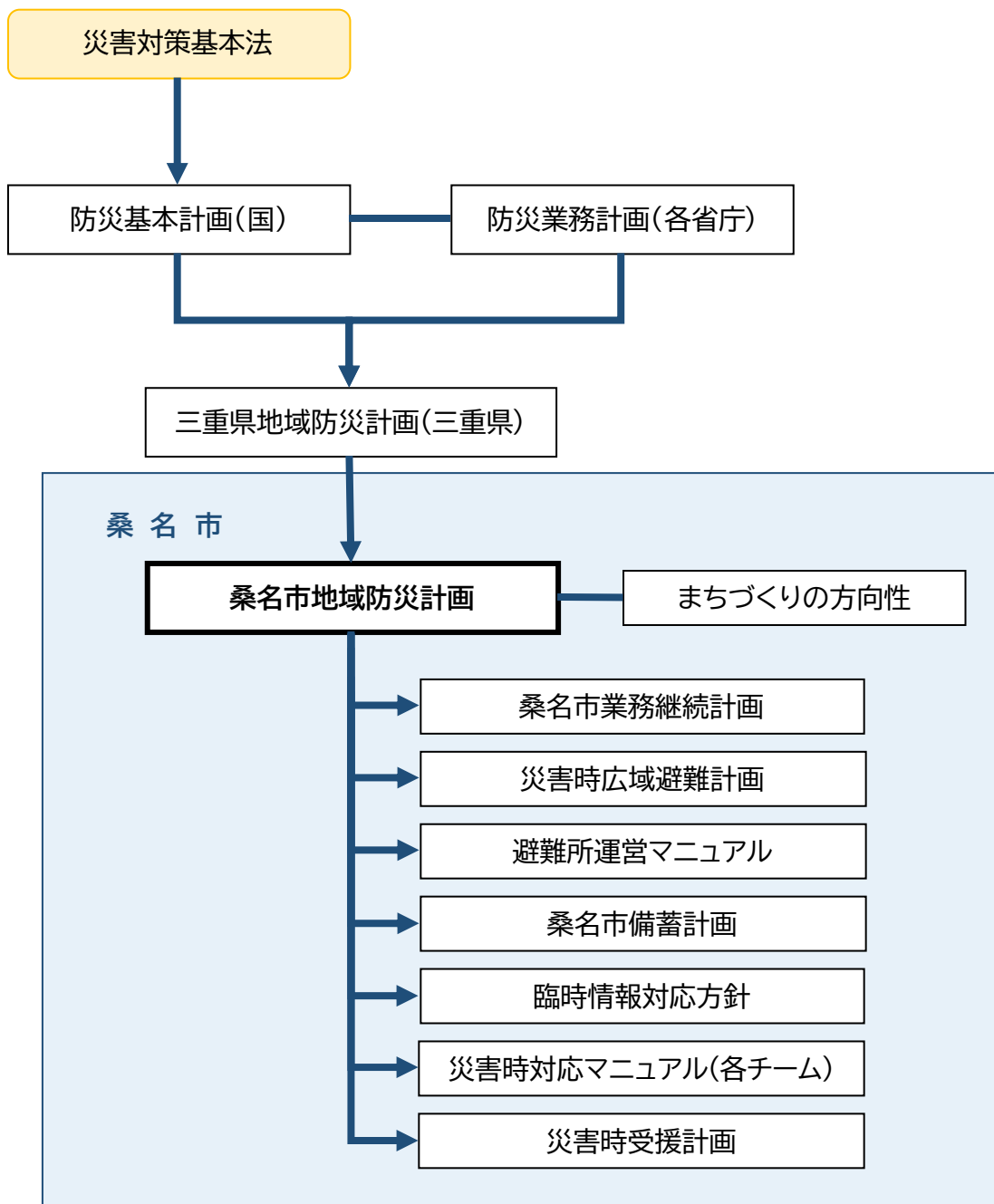
第1章

計画の基本的な考え方

第1節 目的及び位置づけ

桑名市地域防災計画(以下「本計画」という。)は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、桑名市防災会議が策定する計画です。桑名市の地域における予防、応急、復旧・復興の各段階における対策を体系的かつ具体的に、また、各主体の役割を明確にして記述しています。市民や地域団体、企業、市及び防災関係機関は協働して防災活動を円滑に行うことにより災害の拡大防止と被害軽減を図り、もって災害から生命、身体、財産を守ることを目的として本計画を策定しています。

本計画と関連する計画等との関係は、次の図のとおりです。



第2節 構成及び内容

本計画の構成と内容は、以下のとおりです。

構 成	内 容
第 1 編 総 則	本計画の基本理念、市の現状と災害想定を踏まえて、市民・地域団体・企業・市の行うべき活動について定めます。
第 2 編 災害予防対策	災害が発生した場合にその被害を可能な限り軽減するために必要な備えの充実や予防対策について自助・共助・公助の視点で定めます。
第 3 編 災害応急対策 【風水害対策編】	風水害が発生し、また発生する恐れがある場合に、被害の拡大を防止する等のため応急的に実施する対策について自助・共助・公助の視点で定めます。
第 4 編 災害応急対策 【地震・津波対策編】	地震・津波災害が発生し、また発生する恐れがある場合に、被害の拡大を防止する等のため応急的に実施する対策について自助・共助・公助の視点で定めます。
第 5 編 南海トラフ地震防災対策推進計画	南海トラフ地震の対策について定めます。
第 6 編 災害応急対策 【その他災害対策編】	災害が発生し、また発生する恐れがある場合に、被害の拡大を防止する等のため応急的に実施する対策について公助の視点で定めます。
第 7 編 復旧・復興計画	復興に至るまでの体制や措置などを定めます。
資 料 編	本計画を補足する資料と様式を定めます。

第3節 基本理念

本節では過去の災害で明らかとなった課題や教訓を踏まえ、本市が目指すべき防災・減災対策を推進するため、災害対策基本法第2条の2に規定の趣旨を踏まえ、次に掲げる事項を基本理念とします。

- 1 災害対策には、予防対策、応急復旧対策、復旧・復興対策の段階があり、各段階において市民や地域団体、企業、国、地方自治体及び防災関係機関等あらゆる主体が、自らの責任においてその役割を果たすとともに、各主体で連携・協力し、最善の対策をとり被害を軽減します。
- 2 災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とする。たとえ被災したとしても人命を守ることを最優先にするとともに、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を行います。
- 3 自分自身と家族の身の安全を守る「自助」、地域の人たちが協力して助け合う「共助」、行政が行う「公助」の連携が災害時には不可欠です。そのため、市民や地域団体、企業、行政等を含めた桑名市全体が関係者、関係機関と連携して防災・減災対策を推進します。
- 4 地域には、性別及び性自認、年齢、障害、健康状態、国籍等、様々な特性や個性、背景を持つ人々が居住しています。災害時には、被災者の状況や必要とする支援は、一人ひとり異なることから、あらゆる主体は、災害対策において、犯罪や暴力、差別、不平等な取扱い等が生じることのないよう人権尊重を基調として取り組みます。

また、多様な視点・意見・ニーズの反映が様々な場面でなされるよう、地域での防災活動や避難所運営、復興計画策定などへの女性等様々な主体の参画を進めます。

第4節 計画の修正と習熟

本計画の修正と習熟については、以下のとおりです。

- 1 本計画は災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年地域防災計画に検討を加えるとともに、国の防災基本計画や県の地域防災計画、市の各種計画の修正を踏まえて、必要がある場合は修正を行います。
- 2 災害対策基本法第42条の2の規定に基づき、地区居住者等が共同で地区防災計画を本計画に定める提案があった場合、防災会議は必要があると認めるときは、本計画に定めます。
- 3 各実施主体は本計画を共有するとともに、平時より防災・減災対策に関する調査・研究や教育・訓練を行うとともに、災害が発生した際は、災害対応の経過や課題・教訓を記録し、その検証結果を本計画へ反映させることで、より実行性の高い計画に修正を行います。
- 4 本計画に定めた取組事項については毎年、進捗状況の確認を行い、必要がある場合は修正を行います。
- 5 本市の各部、災害対策チーム及び関係機関は、平時から研修、訓練等の機会をとらえ、本計画及びこの計画に基づく各種マニュアル等の習熟に努めるとともに、必要がある場合は、各種マニュアル等の修正を行います。

第5節 用 語

この計画における、用語の定義を以下に定めます。

- 1 災対本部 …… 桑名市災害対策本部
- 2 県災対本部 …… 三重県災害対策本部
- 3 基本法 …… 災害対策基本法
- 4 救助法 …… 災害救助法
- 5 大震法 …… 大規模地震対策特別措置法
- 6 南海トラフ特措法 …… 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法
- 7 復興法 …… 大規模災害からの復興に関する法律
- 8 土砂災害防止法…土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
- 9 防災関係機関…三重県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公的団体及び防災上重要施設の管理者等
- 10 要配慮者 …… 高齢者、障がい者、乳幼児その他特に配慮を要する者(妊産婦、外国人等を含む)
- 11 避難行動要支援者 …… 要配慮者のうち、災害時または災害の発生のおそれがある時に、自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難のために特に支援を必要とする者

第2章 災害の想定

第1節 桑名市の概況

本節では、災害想定的前提となる桑名市の地形や地質、気象条件などの桑名市の概況を示します。

1. 地理的位置

本市は、東海三県の県境地域、三重県の北部に位置し、東西 16.50km、南北 17.75km、面積は 136.7 km²であり、北にいなべ市と岐阜県海津市、西に東員町と四日市市、南に朝日町と川越町、東に木曽岬町と愛知県弥富市及び愛西市といった市町と隣接しています。

2. 地勢の概要

本市の地形は北部に養老山地を有し、市中央部にかけて丘陵地とその周辺の段丘が、南部には干拓地等の平地が形成されています。市東部は木曽三川の河口部に位置し、長島地域の輪中地帯や旧市街地や城南・深谷の田園地帯は平地が広がっており、海拔0メートル以下の地域を広く有しています。また、市南部の員弁川流域にも水田地帯等の平野が広がっています。市中央部から西部の丘陵地には大規模な宅地開発が進められています。

3. 気象の概況

本市の気候は、全般に温和な東海型の気候にありながら、冬季は、日本海を渡って若狭湾から吹き込んだ季節風が琵琶湖を通り、養老山地と鈴鹿山脈の地峡から伊勢湾に出る強い北西の風となって、「伊吹おろし」が吹きます。また、本州の南海上を西進又は北上する台風が発生すると、暖かい湿った東南の風が鈴鹿山脈、養老山地に吹きつけ、雨量が多くなります。三重県の西側を北上した伊勢湾台風では、暴風や大雨による被害、伊勢湾沿岸の高潮災害をもたらしました。気象庁によると、本市の年平均気温は 16.1℃で、最も低い月は1月の 4.8℃、最も高い月は8月の 28.0℃です。年降水量は 1616.3 mmで、最も少ない月は1月の 54.3 mm、最も多い月は6月の 209.5 mmです。年平均風速は 2.0m/s で、最も弱い月は7月の 1.8m/s、最も強い月は2月と3月の 2.4m/s で、最多風向は北となっています。

4. 社会的条件

(1)人口・世帯

本市の人口は 137,143 人、世帯数は 62,364 世帯です。この5年間で人口は 3%減少しています(令和 7 年 9 月末現在)。また、人口密度は1km²あたり 1,018 人で、地区別にみると、4,000 人を超えている人口集中地区が日進・精義・益世・修徳・大成・桑部・在良・七和・深谷・久米・城南・筒尾・陽だまりの丘・松ノ木・大山田・星見ヶ丘・多度中・長島中部の 18 地区となっています。人口は旧桑名市に集中しており、桑名地区で約 11 万 5 千人、多度地区で約 1 万人、長島地区で約 1 万 4 千人の割合です。65 歳以上の高齢者の割合が全体の約 27%であるのに対し、15 歳以上 35 歳未満の若年層の割合が全体の約 20%と、高齢者人口が多くなっています。本市は、名古屋市を中心とする中京圏の住宅都市の一面も有しています。昼間人口と夜間人口を比較すると、昼間人口のほう

が、約1万人(人口の約7.5%)減少します。また、市内には大型レジャー施設等を有し、時期、時間帯によって観光客数は大きく変動します。

(2)土地利用状況

「令和4年刊 三重県統計書」の「総面積及び地目別民有地面積(評価総地籍)―市町―」によれば、市域の民有地のうち約40%が都市的土地利用、約60%が自然的土地利用となっています。都市的土地利用については、住宅用地が約21%、商業・業務用地(工業用地含む)が約19%で、自然的土地利用については、農地が約45%、山林地が約15%となっています。

(3)住宅

本市の総住宅数は約55,000戸で、このうち木造家屋は、全体の63%にあたる約34,900戸です。(令和5年住宅・土地統計調査)

第 2 節 災害の想定

本節では、本計画の前提となる災害想定を定めます。災害想定は、過去の災害と科学的に想定し得る最大規模の災害を踏まえて設定しますが、想定はあくまでも一つのシナリオであり、これを上回る災害が発生することもあり得るということを共通認識としておく必要があります。

1. 風水害の想定

風水害には洪水災害・高潮による災害・土砂災害・暴風による災害などがあり、山や海、大河川に囲まれた本市では、いずれの災害も発生する危険性があります。災害の想定にあたっては、過去に発生した豪雨や台風の被災状況を踏まえるとともに、近年増加している局地的大雨等の事例も考慮し、洪水・内水氾濫・高潮・土砂災害による被害を想定することとしました。

(1)洪水

大雨などを原因として、河川の流量が大きく増加することによって水位が上昇し、河川の水が堤防を越えたり、堤防が決壊することにより起こる氾濫を洪水と呼びます。洪水に対し、洪水予報河川、水位周知河川及び小規模河川の管理者は水防法に基づき、最大規模の降雨による洪水浸水区域を想定しています。区域の詳細については、ハザードマップを参照のこと。

(2)内水氾濫

排水施設の排水能力を超える大雨などにより雨水の排水が困難となり、中心市街地等が浸水する内水氾濫に対し、本市では氾濫シミュレーションを行い、浸水区域を想定しています。区域の詳細については、浸水想定区域図を参照のこと。

(3)高潮

台風などの発達した低気圧の通過に伴って、潮位が大きく上昇する高潮に対し、三重県では水防法に基づき、最大規模の高潮による浸水想定区域や浸水深及び浸水時間を想定しています。浸水想定区域は最悪の事態を想定し、日本に上陸した既往最大規模の台風として、中心気圧は 910hPa(室戸台風級)、最大旋衝風速半径は 75km(伊勢湾台風級)、移動速度は 73km/h(伊勢湾台風級)で設定されています。区域の詳細については、ハザードマップを参照のこと。

(4)土砂災害

大雨などをきっかけとして、山やがけが崩れたり、崩れた土砂が雨水や川の水と混じって流れてきたりすることによって建物を押しつぶしたり、人命が奪われたりする土砂災害に対し、三重県では土砂災害防止法に基づき、土石流、急傾斜地の崩壊、地すべりなどの土砂災害の発生を想定し、住民等の生命や身体に危害が生じるおそれのある区域を土砂災害警戒区域として指定しており、本市においても土石流、急傾斜地における警戒区域や特別警戒区域が指定されています。これらの指定状況については、ハザードマップを参照のこと。

2. 地震・津波災害の想定

地震・津波災害は、海洋プレートの跳ね返りにより広範囲に渡る揺れや津波を引き起こす「海溝型地震」と、活断層のずれなどで局地的な激震を引き起こす「内陸部直下型地震」に大別されます。そこで、これら2種類の地震・津波災害による被害を想定することとします。

また、平成28年には熊本県で、最大震度7の地震が2日の間に連続して発生したことや、南海トラフ地震の特徴の一つとして、時間差で複数の巨大地震が発生する可能性が指摘されていることをふまえ、海溝型地震及び内陸部直下型地震のいずれにおいても、同規模の地震が時間差で発生する可能性があることを共通認識とする必要があります。

(1)海溝型地震の想定

ア 南海トラフ地震について

南海トラフとは、駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレート及びユーラシアプレートが接する海底の溝状の地形を形成する区域のことをいい、この南海トラフ沿いのプレート境界を震源とする大規模な地震を南海トラフ地震といいます。

南海トラフ沿いのプレート境界では、フィリピン海プレートがユーラシアプレートの下に沈み込んでおり、この沈み込みに伴いプレートの境界にひずみが蓄積されます。このひずみを解放するために、大地震が繰り返し発生することになります。また、海底で大きな地震が発生すると、断層運動により海底が隆起もしくは沈降します。これに伴って海面が変動し、津波となって四方八方に伝播します。

イ 想定される地震・津波と被害

平成25年度に三重県が南海トラフ地震被害想定を作成してから10年余が経過したなかで、この間の社会状況の変化や大規模な地震災害の教訓をふまえ、最新の知見や各種データに基づき、令和8年3月「三重県南海トラフ地震被害想定」を作成されました。本計画では三重県の想定を基本とし、被害想定を以下のとおり示します。

なお、ライフライン被害については、令和8年秋ごろ公表される予定のため、現時点では平成25年度の想定を基本とします。

三重県南海トラフ地震被害想定 市町別想定結果シートより

【人的被害】

定量評価項目	L2	L1
死者数（人）	約3,200	約400
うち建物倒壊等	約200	約20
うち津波	約2,900	約400
うち急傾斜地崩壊等	-	-
うち火災	-	-
うちブロック塀・自動販売機転倒および屋外落下物	-	-
重傷者数（人）	約500	約60
軽傷者数（人）	約1,800	約500
建物倒壊等による自力脱出困難者数（人）	約1,300	約100
津波被害による要救助者数（人）	約1,400	約800
津波被害による要搜索者数（人）	約3,000	約400

【建物被害】

定量評価項目	L2	L1
全壊・焼失棟数（棟）	約12,000	約3,700
うち揺れ	約4,800	約500
うち液状化	約900	約900
うち津波	約5,500	約2,300
うち急傾斜地	約40	約40
うち火災	約500	約10
半壊棟数（棟）	約16,000	約14,000
うち揺れ	約7,100	約2,700
うち液状化	約2,100	約3,400
うち津波	約6,700	約7,500
うち急傾斜地	約100	約100
ブロック塀等の転倒数（件）	約1,100	約300
自動販売機の転倒数（件）	約50	約40
屋外落下物の発生数（件）	約500	約10

【火災被害】

定量評価項目	L2	L1
炎上出火件数（件）	約10	-
残火災件数（件）	約10	-
津波火災発生件数（件）	約10	約10

※「-」:わずか(5未満)

※端数処理のため、合計が各数値の和に一致しない場合がある。

【ライフライン被害】

a) 上水道の被害想定結果

想定地震	給水人口	直後		1日後		7日後		1ヶ月後	
		断水人口	断水率	断水人口	断水率	断水人口	断水率	断水人口	断水率
①	約 143,000	約 143,000	100%	約 142,000	99%	約 111,000	78%	約 45,000	31%
②	約 143,000	約 143,000	100%	約 142,000	99%	約 115,000	80%	約 61,000	43%

b) 下水道の被害想定結果

想定地震	処理人口	直後		1日後		7日後		1ヶ月後	
		機能支障人口	機能支障率	機能支障人口	機能支障率	機能支障人口	機能支障率	機能支障人口	機能支障率
①	約 103,000	約 18,000	17%	約 88,000	85%	約 15,000	15%	約 2,100	2%
②	約 103,000	約 21,000	20%	約 89,000	86%	約 18,000	17%	約 2,100	2%

c) 電力の被害想定結果

想定地震	需要家数	直後		1日後		1週間後	
		停電件数	停電率	停電件数	停電率	停電件数	停電率
①	約 82,000	約 74,000	90%	約 67,000	82%	約 8,200	10%
②	約 82,000	約 74,000	90%	約 68,000	83%	約 11,000	13%

d) 通信の被害想定結果

想定地震	回線数	直後		1日後		7日後		1ヶ月後	
		不通回線数	不通回線率	不通回線数	不通回線率	不通回線数	不通回線率	不通回線数	不通回線率
①	約 26,000	約 23,000	90%	約 21,000	83%	約 2,900	11%	約 2,900	11%
②	約 26,000	約 24,000	91%	約 22,000	85%	約 6,300	24%	約 5,900	23%

e) ガスの被害想定結果

想定地震	需要家数	直後		1日後		7日後		1ヶ月後	
		復旧対象戸数	供給停止率	復旧対象戸数	供給停止率	復旧対象戸数	供給停止率	復旧対象戸数	供給停止率
①	約 17,000	－	－	－	－	－	－	－	－
②	約 17,000	－	－	－	－	－	－	－	－

(2)内陸直下型地震の想定

ア 活断層地震について

活断層が原因の地震です。この地震は、1つのプレートの中で発生します。プレートが様々な方向からの圧力を受け、それに耐えられなくなってしまうと、プレートにひびが入ったり、ずれたりして、その際に発生する地震を活断層地震といいます。

イ 想定される地震と被害

内陸部直下型地震については、三重県が平成 25 年度に作成した「地震被害想定調査」において、注意すべき代表的な断層帯として、震度や地震被害想定を実施しています。

① 養老－桑名－四日市断層帯

岐阜県海津市付近から桑名市を経て四日市付近まで、北北西－南南東－南西方向に延びる、長さ約 60km の活断層です。

② 布引山地東縁断層帯(東部)

三重県の北部から中部にかけて、布引山地と伊勢湾の間に位置し、(東部)は鈴鹿市から、津市、松阪市などを経て多気町に至る長さ約48kmの活断層です。

③ 頓宮断層

滋賀県南部から三重県西部まで延びる、長さ約 31kmの活断層です。

			養老-桑名-四日市 断層帯	布引山地東縁 断層帯(東部)	頓宮断層
最大震度			7	6 強	5 強
建物被害 (全壊・焼失)	揺れによる被害	棟	約 22,000	約 900	約 10
	液状化による被害	棟	約 1,300	約 1,200	約 1,000
	急傾斜地崩壊による被害	棟	約 20	約 10	約 10
	地震火災による被害	棟	約 2,100	約 20	-
	計	棟	約 26,000	約 2,200	約 1,000
人的被害 (死者数)	建物倒壊による被害	人	約 1,200	約 40	-
	急傾斜地崩壊による被害	人	-	-	-
	火災による被害	人	約 90	-	-
	ブロック塀等の転倒、 屋外落下物による被害	人	-	-	-
	計	人	約 1,300	約 40	-

(3)長期評価

政府の地震調査研究推進本部地震調査委員会は、海溝型地震や主要な内陸直下型地震の活動間隔、次の地震の発生可能性(場所、マグニチュード及び発生確率)等について評価、公表を行っています。本市に大きな影響を及ぼすと考えられる市内に存在する海溝型地震や主要な内陸直下型地震に関する長期評価結果の概要を以下のとおりとしています(令和7年1月1日基準(9月一部改訂))。

地震名／断層帯名	長期評価で予想した地震規模(M)	地震発生確率			平均活動間隔
		30 年以内	50 年以内	100 年以内	最新活動時期
南海トラフ地震 すべり量依存 BPT モデル	8～9 クラス	60%～ 90%程度以上	90%程度 もしくはそれ以上	-	88.2 年
					79.0 年前
南海トラフ地震 BPT モデル	8～9 クラス	20%～50%	60%～90%	-	88.2 年
					79.0 年前
養老－桑名－ 四日市断層帯	8 程度	ほぼ 0% ～0.8%	ほぼ 0% ～1%	ほぼ 0% ～4%	1,400 -1,900 年
					13 世紀以降 -16 世紀以前

第3章

役割と責務

第1節 各主体の役割・責務

防災・減災対策を推進するには、市民や地域団体、企業、市、関係機関等がそれぞれの役割や責務を果たすとともに、互いに補い合い、効果的に連携・協働していく必要があります。各主体は自らの役割を自覚するとともに、他の主体の役割を理解し、災害時だけでなく平時から備えておくことが重要です。

1. 市民

市民は自分自身と家族の命を守ることを最優先とし、災害対策基本法第7条の規定に基づいて、平時から災害に関する正しい知識の習得、避難行動・避難場所の確認、生活必需品の備蓄などを取り組むとともに、防災訓練や地域コミュニティに参加するなど、日頃から地域との繋がりを大切にし、もって地域防災力の向上に寄与するよう努めます。

2. 地域団体

地域団体は、「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚や地域の連帯に基づき、大規模な災害が発生した際には、地域住民が的確に行動し被害を最小限にするため、日頃から地域内の安全点検や住民への防災知識の普及・啓発、地域での備蓄、防災訓練の実施など災害に対する備えを行います。また、実際に災害が発生した際には、初期消火活動、被災者の救出・救助、情報の収集や避難所の運営といった活動に従事し、災害に強いまちづくりに努めます。

3. 企業等

企業等は、その社会的責任に基づき、従業員や利用者の安全確保を図るとともに、地域社会の一員であることを自覚して、日頃から非常時への備えを進め、また地域団体と連携し、地域での防災活動に協力するなどの取り組みにより、災害に強いまちづくりに努めます。

4. 桑名市

桑名市は、災害対策基本法第5条の規定に基づき、市民の安全と安心を確保するため、防災体制や組織の強化を図り、防災・減災対策を進めるとともに、災害時には市民、地域、行政の力が発揮できるよう、多様な視点からの仕組みづくりや環境整備に努めます。そのためには、「防災体制、組織の強化、充実」、「ハード、ソフト対策の推進」、「市民、地域、行政の力が結集できる仕組みづくり」、「防災・減災に関する知識の普及」、「防災情報の提供」などに加え、要配慮者や女性、LGBTQ など多様な主体の視点を積極的に取り入れ、平時から対策を実施します。

5. 三重県

三重県は、災害対策基本法第4条の規定に基づき、地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施するとともに、県内の市町及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有しています。

6. 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、災害対策基本法第3条の規定に基づき、国の責務が十分に果たされることとなるよう、相互に協力するとともに、桑名市の地域防災計画に沿った対策が円滑に行なわれるよう、適切な措置をとります。

7. 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、災害対策基本法第6条の規定に基づき、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、それぞれその業務を通じて防災・減災に寄与するとともに、自ら防災活動を実施することで、桑名市の地域防災計画に沿った対策が円滑に行なわれるよう、協力します。

8. 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、災害対策基本法第7条1項の規定に基づき、平時から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時の応急対策を実施します。また、桑名市の地域防災計画に沿った対策が円滑に行なわれるよう、協力します。

第 2 節 本市及び防災関係機関が行うべき業務の大綱

桑名市及び防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱は、概ね次のとおりである。

1. 桑名市

桑 名 市	1 桑名市防災会議及び災害対策本部に関する事務
	2 防災対策の組織の整備
	3 防災施設の整備
	4 防災行政無線等の整備と運用
	5 防災・減災に必要な資機材の備蓄と整備
	6 防災・減災のための知識の普及、教育及び訓練
	7 消防団及び自主防災組織等の育成及び強化
	8 災害に関する情報の収集、連絡及び被害調査
	9 被災者に対する情報の伝達及びその他の住民に対する広報
	10 住民に対する避難情報等の発令
	11 被災者の救助に関する措置
	12 避難所の開設及び運営
	13 災害時の交通及び輸送の確保
	14 災害時の受援等に関する措置
	15 ボランティアの受け入れに関する措置
	16 災害時の防疫その他保健衛生に関する措置
	17 被災市営施設の応急対策
	18 災害時の文教対策
	19 その他災害応急対策及び災害復旧の実施
	20 被災建築物応急危険度判定等に関する事務
	21 災害廃棄物の処理に関する措置
	22 市内の公共団体が実施する災害応急対策の調整
	23 避難地、避難路、緊急輸送を確保するために必要な道路、その他防災上整備が必要な事業の実施
	24 その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置
	25 火災の予防・警戒・鎮圧
	26 災害の防除及び被害の軽減
	27 救助・救急活動
	28 災害情報の収集・連絡等

2. 三重県

三 重 県	1 三重県防災会議及び三重県災害対策本部に関する事務 2 防災対策の組織の整備 3 防災施設の整備 4 防災行政無線等の通信設備及び防災情報システムの整備と運用 5 防災に必要な資機材の備蓄と整備 6 防災のための知識の普及、教育及び訓練 7 災害に関する情報の収集、連絡及び被害調査 8 被災者に対する情報の伝達及びその他の県民に対する広報 9 被災者の救助に関する措置 10 ボランティアの受け入れに関する措置 11 災害時の防疫その他保健衛生に関する措置 12 被災県営施設の応急対策 13 災害時の文教対策 14 災害時の交通及び輸送の確保 15 自衛隊の災害派遣要請 16 災害復旧の実施 17 災害廃棄物の処理に関する措置 18 市町及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の支援及び総合調整 19 避難地、避難路、緊急輸送を確保するために必要な道路、その他防災上整備が必要な事業の実施 20 その他災害の発生の防衛及び拡大防止のための措置
-------	--

3. 三重県警察

三重県警察	1 災害警備体制 2 災害情報の収集・連絡等 3 救出救助活動 4 避難誘導 5 緊急交通路の確保 6 搜索及び身元確認等 7 二次災害の防止 8 危険箇所等における避難誘導等の措置 9 被災地及び避難場所等での社会秩序の維持 10 被災者等への情報伝達活動 11 相談活動 12 ボランティア活動の支援
-------	---

4. 指定地方行政機関

東海総合通信局	1 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び特例措置の実施 2 災害時テレコム支援チーム(MIC-TEAM)による災害対応支援 3 被災地域における電気通信施設、放送設備等の被害・復旧状況等の情報収集と伝達 4 衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与
東海財務局	1 災害復旧事業における査定の立会 2 地方短期資金(災害つなぎ資金)の貸付 3 財政融資資金地方資金の貸付 4 管理する国有財産の無償貸付等の措置及び国有財産にかかる関係機関との連絡調整 5 民間金融機関等に対する金融上の諸措置の実施要請
東海農政局	1 農業関係の被害状況に関する情報収集と伝達 2 被災地における生鮮食料品、農畜産物用資材等の円滑供給及び農作物等の病虫害防除に関する応急措置に関する指導 3 農地、農業用施設等の災害時における応急措置に関する指導並びに災害復旧事業の実施及び指導 4 農林水産省の保有する土地改良機械の貸付け等の実施 5 被災農業者等の経営維持安定に必要な資金に関する指導 6 災害時における応急用食料の調達・供給に関する支援及び情報の収集と提供
中部地方整備局 (三重河川国道 事務所) (木曽川下流河川 事務所)	1 木曽川及び長良川、揖斐川の河川管理、水象観測、洪水予報及び水防警報の発表及び伝達 2 一般国道の維持管理及び災害時における情報収集及び伝達 3 防災エキスパートへの要請 4 情報連絡員(リエゾン)及び緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)等による災害対応支援 5 災害時における一般国道の交通確保 6 木曽川及び長良川、揖斐川及び一般国道の災害復旧事業の実施(応急工事を含む) 7 水防・避難のための氾濫情報等の発表・伝達、水害応急対策、水防活動への協力及び著しく激甚な災害が発生した場合における特定緊急水防活動の実施 8 中部地方整備局が保有している防災ヘリ・各災害対策車両等を被災地域支援のために出動

東京管区気象台 (津地方気象台)	1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表 2 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
第四管区 海上保安本部	1 避難の援助、勧告並びに警報等の伝達 2 海難救助及び天災事変その他救済を必要とする場合における援助 3 人員及び物資の緊急海上輸送 4 海上交通の安全確保及び海上治安の維持 5 海洋汚染等及び海上災害の防止

5. 自衛隊

陸上自衛隊	1 要請に基づく災害派遣 2 関係機関との防災訓練に協力参加
-------	-----------------------------------

6. 指定公共機関

独立行政法人 水資源機構	1 施設等の機能の維持並びにこれらの施設の災害復旧の実施 2 施設の被害・復旧状況等の情報収集と伝達
NTT 西日本 株式会社 三重支店	1 被災地域における通信施設の被害・復旧状況等の情報収集と伝達 2 通信の疎通確保と設備の応急対策 3 災害時における通信電話回線の規制措置 4 被災通信設備の早期復旧
株式会社NTT ドコモ東海支社 三重支店／ KDDI株式会社 中部総支社／ ソフトバンク 株式会社／ 楽天モバイル 株式会社	1 被災地域における通信施設の被害・復旧状況等の情報収集と伝達 2 非常時における携帯電話通信回線の規制措置 3 被災地の復旧救護等のための回線疎通措置 4 災害時に重要通信を疎通させるための通信手段の確保 5 被災通信設備の早期復旧
日本赤十字 三重県支部	1 災害時における医療、助産及びその他の救助 2 救援物資の配分 3 災害時の血液製剤の供給 4 義援金の受付及び配分 5 その他災害救護に必要な業務

日本放送協会 津放送局	1 気象予報、警報等の放送周知 2 災害状況及び災害対策に関する放送 3 被災放送施設の復旧
中日本高速道路 株式会社	1 被災地域における施設の被害・復旧状況等の情報収集と伝達 2 東名阪自動車道、伊勢湾岸自動車道の維持、修繕又はその他の管理並びに災害復旧の実施
東海旅客鉄道 株式会社	1 被災地域における鉄道及び軌道施設等の被害状況の情報収集と伝達 2 救援物資及び人員の輸送協力 3 被災鉄道施設の復旧 4 列車運行の広報
日本貨物鉄道 株式会社	1 被災地域における鉄道及び軌道施設等の被害状況の情報収集と伝達 2 救援物資の輸送協力 3 被災鉄道施設の復旧
中部電力 パワーグリッド 株式会社 桑名営業所／ 株式会社JERA 西日本支社	1 電力復旧に必要な要員及び資機材の確保 2 電力供給設備への必要な応急対策を含む災害防止措置の実施 3 地方自治体、警察、関係会社等との連携 4 発災後の電力供給設備被害状況把握及び復旧計画の立案 5 電力供給施設の早期復旧の実施 6 被害状況、復旧見込み、二次災害防止など広報活動の実施
東邦ガス 株式会社 (東邦ガスネット ワーク株式会社 を含む)	1 被災地域におけるガス施設の被害・復旧状況等の情報収集と伝達 2 ガス施設の保安措置 3 被災ガス施設の早期復旧

7. 指定地方公共機関

公益社団法人 三重県医師会	1 災害時における医療及び助産等救護活動
公益社団法人 三重県歯科 医師会	1 災害時における歯科医療活動 2 歯科所見からの身元確認
三重テレビ放送 株式会社	1 気象予報、警報等の放送周知 2 災害状況及び災害対策に関する放送 3 被災放送施設の復旧 4 災害対策本部から依頼する事項の広報

三重エフエム 放送株式会社	1 気象予報、警報等の放送周知 2 災害状況及び災害対策に関する放送 3 被災放送施設の復旧 4 災害対策本部から依頼する事項の広報
三重交通 株式会社	1 災害時における臨時応急輸送等の確保
一般社団法人 三重県トラック 協会	1 災害時における緊急物資等の輸送確保
近畿日本鉄道 株式会社	1 被災地域における鉄道及び軌道施設等の被害状況の情報収集と伝達 2 救援物資及び人員の輸送協力 3 被災鉄道施設の復旧 4 列車運行の広報
一般社団法人 三重県LPガス 協会	1 被災地域における液化石油ガス供給施設の被害・復旧状況等の情報収集と伝達 2 液化石油ガス供給施設の応急対策 3 液化石油ガスの供給確保
一般社団法人 三重県建設業 協会	1 災害時における調査及び道路啓開・復旧工事等への協力 2 応急仮設住宅の建設への協力

8. 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等

桑名市 自治会連合会	1 被災情報の収集及び提供 2 災害応急活動への協力
社会福祉法人 桑名市社会福祉 協議会	1 ボランティア活動体制の整備 2 災害ボランティア本部運営 3 被災者の自立的な生活再建支援のための生活福祉資金の融資 4 避難行動要支援者への支援等
一般社団法人 桑名医師会	1 災害時における医療及び助産等救護活動
一般社団法人 桑名歯科医師会	1 災害時における歯科医療活動
地方独立 行政法人 桑名市総合医療 センター	1 医療救護活動

三岐鉄道 株式会社	1 被災地域における鉄道及び軌道施設等の被害状況の情報収集と伝達 2 救援物資及び人員の輸送協力 3 被災鉄道施設の復旧 4 列車運行の広報
養老鉄道 株式会社	1 被災地域における鉄道及び軌道施設等の被害状況の情報収集と伝達 2 救援物資及び人員の輸送協力 3 被災鉄道施設の復旧 4 列車運行の広報
桑名商工会議所 桑名三川商工会	1 被災会員に対する融資あっせん 2 災害時における物価安定及び流通円滑化の協力 3 救護物資、復旧資材等の確保及び商工業関係の被害調査についての協力
土地改良区	1 排水機場の操作・管理 2 用排水路施設の整備・復旧
農業協同組合	1 被災会員に対する融資あっせん 2 農産物等の災害応急対策についての指導 3 農作物等の被害調査など応急対策に関すること
漁業協同組合	1 被災会員に対する融資あっせん 2 水産物等の災害応急対策についての指導 3 水作物等の被害調査など応急対策に関すること
株式会社 シー・ティー・ワイ	1 気象予報、警報等の放送周知 2 災害状況及び災害対策に関する放送 3 被災放送施設の復旧 4 災害対策本部から依頼する事項の広報
株式会社ラッキー タウンテレビ	1 気象予報、警報等の放送周知 2 災害状況及び災害対策に関する放送 3 被災放送施設の復旧 4 災害対策本部から依頼する事項の広報
CCNet 株式会社	1 気象予報、警報等の放送周知 2 災害状況及び災害対策に関する放送 3 被災放送施設の復旧 4 災害対策本部から依頼する事項の広報
防災上重要な施設 の管理者	1 施設利用者の安全確保と被害拡大防止 2 当該施設の早期復旧

第3節 活動項目

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における災害対応チームの構成と活動項目について以下にまとめる。

総括チーム				
リーダー	理事(防災・危機管理担当)	防災・危機管理課		
副リーダー	次長			
受援情報チーム				
リーダー	市長公室長 統括監兼理事(デジタル最高責任者・スタートアップ・GX戦略担当)	人事課 SDGs推進課	政策創造課 スマートシティ推進課	秘書広報課 グリーン資産創造課
副リーダー	市長公室次長兼政策調整監	ブランド推進課		
物資調達チーム				
リーダー	総務部長	総務課	財政課	契約監理課
副リーダー	産業振興部長	商工課	観光課	債権管理課
環境衛生チーム				
リーダー	市民環境部長	環境対策課	人権政策課	人権センター
副リーダー	環境対策課長			
避難所・教育チーム				
リーダー	地域コミュニティ部長	地域コミュニティ課	生涯学習課	スポーツ振興課
副リーダー	教育部長	介護高齢課	教育総務課	障害福祉課
副リーダー	議会事務局長	教育指導課	人権教育課	学校教育課
生活再建チーム				
リーダー	保健福祉部長	福祉総務課	保険年金課	税務課
副リーダー	総務部理事	戸籍・住民登録課		
医療保健チーム				
リーダー	子ども未来部長	保健医療課	子ども未来課	幼保支援課
副リーダー	保健医療課長	子ども総合センター		
応急復旧チーム				
リーダー	社会基盤整備部長	土木管理課	土木課	事業推進課
副リーダー	都市創造部長	都市管理課	桑名駅周辺整備事務所	都市計画課
上下水道チーム				
リーダー	上下水道部長	企画総務課	営業課	水道課
副リーダー	企画総務課長	下水道課		
消防チーム				
リーダー	消防長	総務課	消防救急課	予防課
副リーダー	消防次長	指揮調査課	各消防署・分署	通信指令課

総括チーム

	編	章	節		活動項目
災害 予 防 対 策	2	3	1	災害応急体制の整備	活動体制の整備
	2	3	1	災害応急体制の整備	情報収集・伝達体制の整備
	2	3	1	災害応急体制の整備	情報処理体制の整備
	2	3	1	災害応急体制の整備	緊急通行車両に関する手続
	2	3	1	災害応急体制の整備	受援体制の整備
	2	3	2	避難体制の整備	避難誘導体制の整備
	2	3	2	避難体制の整備	避難場所・避難所等の整備
	2	3	5	地震災害予防対策	防災構造の強化
	2	3	6	津波災害予防対策	津波避難対象区域の設定
	2	3	6	津波災害予防対策	情報伝達体制の整備
	2	3	6	津波災害予防対策	避難に関する啓発
	2	3	6	津波災害予防対策	施設の避難対策
	2	3	6	津波災害予防対策	津波避難施設の確保
	2	3	9	公共施設・ライフライン施設の対策	ヘリポートの整備
	2	3	11	防災・減災の取組み	防災体制強化の取組み
	2	3	11	防災・減災の取組み	地域防災力向上の取組み
	2	3	11	防災・減災の取組み	防災意識向上の取組み
	2	3	12	避難所運営体制の整備	避難所運営体制の整備
	2	3	13	要配慮者対策の推進	在宅の高齢者及び障がい者等に対する対策
	2	3	13	要配慮者対策の推進	要配慮者利用施設の利用者に対する対策
	2	3	13	要配慮者対策の推進	外国人に対する対策
	2	3	13	要配慮者対策の推進	福祉避難所の指定
	2	3	14	備蓄物資確保体制の整備	市民や事業所等における備蓄の推進
	2	3	14	備蓄物資確保体制の整備	公的備蓄の推進
	2	3	14	備蓄物資確保体制の整備	協定等による流通備蓄の推進
	2	3	14	備蓄物資確保体制の整備	輸送体制の構築
	2	3	14	備蓄物資確保体制の整備	職員備蓄
	2	3	15	帰宅困難者対策	帰宅困難者対策の普及・啓発
	2	3	15	帰宅困難者対策	駅周辺における帰宅困難者対策の体制確保
	2	3	15	帰宅困難者対策	徒歩帰宅支援
	2	3	15	帰宅困難者対策	帰宅困難者への情報提供
	2	3	17	啓発・訓練の実施	自助を促進するための啓発
	2	3	17	啓発・訓練の実施	共助を促進するための啓発・訓練
	2	3	17	啓発・訓練の実施	職員の教育・訓練

	編	章	節		活動項目
災害応急対策【風水害対策編】	3	3	2	災害対策本部の設置及び運営	災対本部の設置
	3	3	2	災害対策本部の設置及び運営	災害対応の体制
	3	3	2	災害対策本部の設置及び運営	タイムラインの活用
	3	3	3	職員の配備体制・動員計画	配備体制
	3	3	3	職員の配備体制・動員計画	動員計画
	3	3	4	通信手段の確保	災害時に用いる通信手段の確認
	3	3	4	通信手段の確保	通信途絶時の対応
	3	3	4	通信手段の確保	通信設備の応急復旧
	3	3	5	災害情報の収集・報告	災害情報の収集
	3	3	5	災害情報の収集・報告	気象情報の収集
	3	3	5	災害情報の収集・報告	災害情報の整理・分析
	3	3	5	災害情報の収集・報告	三重県に対する報告
	3	3	6	避難の指示	避難情報の発令
	3	3	6	避難の指示	警戒区域の設定
	3	3	7	避難所の開設及び運営	避難所の運営
	3	3	7	避難所の開設及び運営	県及び他市町へ避難者受入の要請
	3	3	8	要配慮者への対応	要配慮者利用施設等への情報伝達
	3	3	9	救助・救急及び消防活動	救助・救急活動の実施及び調整
	3	3	11	安否不明者等の氏名等の公表	安否不明者・行方不明者の氏名等の公表
	3	3	11	安否不明者等の氏名等の公表	死者の氏名等の公表
	3	3	15	災害救助法の適用	適用の要請
	3	3	17	保健・防疫・衛生計画	入浴施設の確保
	3	3	18	応援協力要請	応援要請発動の基準
	3	3	18	応援協力要請	チームにおける対応
	3	3	18	応援協力要請	自衛隊に対する派遣要請
	3	3	18	応援協力要請	海上保安庁に対する支援要請
	3	3	21	二次災害の防止	公共施設の点検及び応急措置
	3	3	21	二次災害の防止	危険物・高圧ガス取扱い施設等の応急措置
	3	3	25	災害警備活動	災害警備活動
	3	3	27	局地的大雨への対応	防災関係機関との情報共有
	3	3	27	局地的大雨への対応	「気象解説情報(線状降水帯半日前予測)」発表に伴う対応
	3	3	27	局地的大雨への対応	「気象防災速報(線状降水帯発生)」発表に伴う対応

	編	章	節	活動項目
災害応急対策【地震・津波対策編】	4	3	2	災害対策本部の設置及び運営
	4	3	2	災害対策本部の設置及び運営
	4	3	3	職員の配備体制・動員計画
	4	3	3	職員の配備体制・動員計画
	4	3	4	避難の指示
	4	3	4	避難の指示
	4	3	4	避難の指示
	4	3	5	通信手段の確保
	4	3	5	通信手段の確保
	4	3	5	通信手段の確保
	4	3	6	災害情報の収集・報告
	4	3	6	災害情報の収集・報告
	4	3	6	災害情報の収集・報告
	4	3	7	救助・救急及び消防活動
	4	3	8	安否不明者等の氏名等の公表
	4	3	8	安否不明者等の氏名等の公表
	4	3	10	避難所の開設及び運営
	4	3	10	避難所の開設及び運営
	4	3	15	災害救助法の適用
	4	3	17	保健・防疫・衛生計画
	4	3	18	応援協力要請
	4	3	18	応援協力要請
	4	3	18	応援協力要請
	4	3	18	応援協力要請
	4	3	19	帰宅困難者対策
	4	3	21	二次災害の防止
	4	3	21	二次災害の防止
	4	3	26	災害警備活動

	編	章	節		活動項目
【事故等の災害対策編】	6	-	1	危険物施設等の事故対応	避難の指示等
	6	-	1	危険物施設等の事故対応	警戒区域の設定
	6	-	2	航空機・列車事故等への対応	活動体制の確立
	6	-	3	油等流出事故への対応	連絡調整本部との連携
	6	-	4	原子力災害対策	情報収集と広報
	6	-	4	原子力災害対策	防護措置
	6	-	5	大規模火災の対策	情報収集・伝達
	6	-	6	林野火災の対策	情報収集・伝達
復旧・復興計画	7	-	1	民生安定のための緊急措置	社会秩序の維持

受援情報チーム

	編	章	節	活動項目
災害予防対策	2	3	1 災害応急体制の整備	活動体制の整備
	2	3	1 災害応急体制の整備	情報収集・伝達体制の整備
	2	3	1 災害応急体制の整備	情報処理体制の整備
	2	3	2 避難体制の整備	避難誘導体制の整備
	2	3	6 津波災害予防対策	情報伝達体制の整備
	2	3	6 津波災害予防対策	施設の避難対策
	2	3	13 要配慮者対策の推進	外国人に対する対策
	2	3	15 帰宅困難者対策	帰宅困難者への情報提供

	編	章	節	活動項目
災害応急対策【風水害対策編】	3	3	2 災害対策本部の設置及び運営	災対本部の設置
	3	3	2 災害対策本部の設置及び運営	災害対応の体制
	3	3	2 災害対策本部の設置及び運営	タイムラインの活用
	3	3	3 職員の配備体制・動員計画	配備体制
	3	3	3 職員の配備体制・動員計画	動員計画
	3	3	4 通信手段の確保	災害時に用いる通信手段の確認
	3	3	4 通信手段の確保	通信途絶時の対応
	3	3	4 通信手段の確保	通信設備の応急復旧
	3	3	5 災害情報の収集・報告	災害情報の収集
	3	3	5 災害情報の収集・報告	SNS・メール等からの収集
	3	3	5 災害情報の収集・報告	災害情報の整理・分析
	3	3	6 避難の指示	避難情報の発令
	3	3	6 避難の指示	警戒区域の設定
	3	3	7 避難所の開設及び運営	避難所の運営
	3	3	8 要配慮者への対応	在宅の要配慮者への応急対策
	3	3	13 応急給水	応急給水計画
	3	3	16 災害広報・広聴	広報活動
	3	3	16 災害広報・広聴	広聴・相談活動
	3	3	18 応援協力要請	応援要請発動の基準
	3	3	18 応援協力要請	チームにおける対応
	3	3	19 帰宅困難者対策	帰宅困難者への支援
	3	3	21 二次災害の防止	公共土木施設等の点検及び応急措置
	3	3	21 二次災害の防止	公共施設の点検及び応急措置
	3	3	21 二次災害の防止	危険物・高圧ガス取扱い施設等の応急措置

	3	3	25	災害警備活動	災害警備活動
	3	3	27	局地的大雨への対応	「気象解説情報(線状降水帯半日前予測)」発表に伴う対応
	3	3	27	局地的大雨への対応	「気象防災速報(線状降水帯発生)」発表に伴う対応

	編	章	節		活動項目
災害応急対策【地震・津波対策編】	4	3	2	災害対策本部の設置及び運営	災対本部の設置
	4	3	2	災害対策本部の設置及び運営	災害対応の体制
	4	3	3	職員の配備体制・動員計画	配備体制
	4	3	3	職員の配備体制・動員計画	動員計画
	4	3	4	避難の指示	避難情報の発令
	4	3	4	避難の指示	避難誘導
	4	3	4	避難の指示	警戒区域の設定
	4	3	5	通信手段の確保	災害時に用いる通信手段の確認
	4	3	5	通信手段の確保	通信途絶時の対応
	4	3	5	通信手段の確保	通信設備の応急復旧
	4	3	6	災害情報の収集・報告	災害情報の収集
	4	3	6	災害情報の収集・報告	SNS・メール等からの収集
	4	3	6	災害情報の収集・報告	災害情報の整理・分析
	4	3	10	避難所の開設及び運営	避難所の運営
	4	3	11	要配慮者への対応	在宅の要配慮者への応急対策
	4	3	13	応急給水	応急給水計画
	4	3	16	災害広報・広聴	広報活動
	4	3	16	災害広報・広聴	広聴・相談活動
	4	3	18	応援協力要請	応援要請発動の基準
	4	3	18	応援協力要請	チームにおける対応
	4	3	19	帰宅困難者対策	帰宅困難者への支援
	4	3	19	帰宅困難者対策	帰宅支援対策の実施
	4	3	21	二次災害の防止	公共土木施設等の点検及び応急措置
	4	3	21	二次災害の防止	公共施設の点検及び応急措置
	4	3	21	二次災害の防止	危険物・高圧ガス取扱い施設等の応急措置
	4	3	26	災害警備活動	災害警備活動

	編	章	節	活動項目
【事故等の災害対策編】	6	-	1 危険物施設等の事故対応	警戒区域の設定
	6	-	2 航空機・列車事故等への対応	活動体制の確立
	6	-	2 航空機・列車事故等への対応	応急対策活動
	6	-	3 油等流出事故への対応	連絡調整本部との連携
	6	-	3 油等流出事故への対応	応急対策活動
	6	-	4 原子力災害対策	情報収集と広報
	6	-	4 原子力災害対策	風評被害の軽減
	6	-	5 大規模火災の対策	情報収集・伝達

	編	章	節	活動項目
復旧・復興計画	7	-	1 民生安定のための緊急措置	被災者支援の広報
	7	-	1 民生安定のための緊急措置	問い合わせの対応
	7	-	1 民生安定のための緊急措置	義援物資の募集・配布
	7	-	1 民生安定のための緊急措置	社会秩序の維持
	7	-	3 激甚災害の指定	被害情報の収集
	7	-	3 激甚災害の指定	被害情報の報告
	7	-	3 激甚災害の指定	特別財政措置の申請
	7	-	4 地域経済復旧支援	農林水産業者に対する支援
	7	-	5 ライフライン施設の復旧	水道施設の復旧計画
	7	-	5 ライフライン施設の復旧	下水道施設の復旧計画
	7	-	5 ライフライン施設の復旧	その他のライフライン施設の復旧
	7	-	7 復興に関する計画	事前復興対策の実施
	7	-	7 復興に関する計画	桑名市災害復興本部の設置
	7	-	7 復興に関する計画	復興計画の策定体制
	7	-	7 復興に関する計画	災害復興計画の策定
	7	-	7 復興に関する計画	地域等との連携

物資調達チーム

	編	章	節	活動項目
災害予防対策	2	3	1 災害応急体制の整備	活動体制の整備
	2	3	1 災害応急体制の整備	情報収集・伝達体制の整備
	2	3	6 津波災害予防対策	施設の避難対策
	2	3	10 学校(園)等の対策	文化財の被害防止対策

	編	章	節	活動項目
災害応急対策【風水害対策編】	3	3	2 災害対策本部の設置及び運営	災対本部の設置
	3	3	2 災害対策本部の設置及び運営	災害対応の体制
	3	3	2 災害対策本部の設置及び運営	タイムラインの活用
	3	3	3 職員の配備体制・動員計画	配備体制
	3	3	3 職員の配備体制・動員計画	動員計画
	3	3	4 通信手段の確保	災害時に用いる通信手段の確認
	3	3	4 通信手段の確保	通信途絶時の対応
	3	3	4 通信手段の確保	通信設備の応急復旧
	3	3	5 災害情報の収集・報告	災害情報の収集
	3	3	5 災害情報の収集・報告	災害情報の整理・分析
	3	3	7 避難所の開設及び運営	避難所の運営
	3	3	12 物資供給	食料の確保・供給
	3	3	12 物資供給	生活物資の確保・供給
	3	3	12 物資供給	桑名市防災拠点施設の開設・運営
	3	3	12 物資供給	適温食の提供
	3	3	12 物資供給	義援品の受入れ・調整
	3	3	14 緊急輸送活動・交通規制	緊急輸送手段の確保
	3	3	15 災害救助法の適用	災害救助法の運用
	3	3	15 災害救助法の適用	経費の支弁と国庫負担
	3	3	17 保健・防疫・衛生計画	衛生対策の実施
	3	3	18 応援協力要請	応援要請発動の基準
	3	3	18 応援協力要請	チームにおける対応
	3	3	21 二次災害の防止	公共施設の点検及び応急措置
	3	3	26 教育施設等の対策	文化財の対策

	編	章	節		活動項目
災害応急対策【地震・津波対策編】	4	3	2	災害対策本部の設置及び運営	災对本部の設置
	4	3	2	災害対策本部の設置及び運営	災害対応の体制
	4	3	3	職員の配備体制・動員計画	配備体制
	4	3	3	職員の配備体制・動員計画	動員計画
	4	3	4	避難の指示	避難誘導
	4	3	5	通信手段の確保	災害時に用いる通信手段の確認
	4	3	5	通信手段の確保	通信途絶時の対応
	4	3	5	通信手段の確保	通信設備の応急復旧
	4	3	6	災害情報の収集・報告	災害情報の収集
	4	3	6	災害情報の収集・報告	災害情報の整理・分析
	4	3	10	避難所の開設及び運営	避難所の運営
	4	3	12	物資供給	食料の確保・供給
	4	3	12	物資供給	生活物資の確保・供給
	4	3	12	物資供給	桑名市防災拠点施設の開設・運営
	4	3	12	物資供給	適温食の提供
	4	3	12	物資供給	義援品の受入れ・調整
	4	3	14	緊急輸送活動・交通規制	緊急輸送手段の確保
	4	3	15	災害救助法の適用	災害救助法の運用
	4	3	15	災害救助法の適用	経費の支弁と国庫負担
	4	3	17	保健・防疫・衛生計画	衛生対策の実施
	4	3	18	応援協力要請	応援要請発動の基準
	4	3	18	応援協力要請	チームにおける対応
	4	3	21	二次災害の防止	公共施設の点検及び応急措置
	4	3	24	燃料確保	燃料使用の節減及び融通
	4	3	24	燃料確保	燃料供給ルートの確保
	4	3	27	教育施設等の対策	文化財の対策

	編	章	節		活動項目
【事故等の災害対策編】	6	-	1	危険物施設等の事故対応	資機材等の確保

	編	章	節		活動項目
復旧・復興計画	7	-	1	民生安定のための緊急措置	義援物資の募集・配布
	7	-	1	民生安定のための緊急措置	雇用対策
	7	-	4	地域経済復旧支援	中小企業者に対する支援
	7	-	7	復興に関する計画	事前復興対策の実施
	7	-	7	復興に関する計画	桑名市災害復興本部の設置
	7	-	7	復興に関する計画	復興計画の策定体制
	7	-	7	復興に関する計画	災害復興計画の策定
	7	-	7	復興に関する計画	地域等との連携

環境衛生チーム

	編	章	節		活動項目
災害予防対策	2	3	1	災害応急体制の整備	活動体制の整備
	2	3	6	津波災害予防対策	施設の避難対策

	編	章	節		活動項目
災害応急対策【風水害対策編】	3	3	2	災害対策本部の設置及び運営	災対本部の設置
	3	3	2	災害対策本部の設置及び運営	災害対応の体制
	3	3	2	災害対策本部の設置及び運営	タイムラインの活用
	3	3	3	職員の配備体制・動員計画	配備体制
	3	3	3	職員の配備体制・動員計画	動員計画
	3	3	5	災害情報の収集・報告	災害情報の収集
	3	3	5	災害情報の収集・報告	災害情報の整理・分析
	3	3	7	避難所の開設及び運営	避難所の運営
	3	3	15	災害救助法の適用	災害救助法の運用
	3	3	17	保健・防疫・衛生計画	防疫活動の実施
	3	3	18	応援協力要請	応援要請発動の基準
	3	3	18	応援協力要請	チームにおける対応
	3	3	20	廃棄物処理計画	し尿の収集処理
	3	3	20	廃棄物処理計画	一般廃棄物の収集処理
	3	3	20	廃棄物処理計画	災害廃棄物等の処理
	3	3	21	二次災害の防止	公共施設の点検及び応急措置
	3	3	21	二次災害の防止	危険物・高圧ガス取扱い施設等の応急措置
	3	3	24	行方不明者の捜索・遺体の収容等に関する計画	遺体の収容、検視・検案、引渡し等
	3	3	24	行方不明者の捜索・遺体の収容等に関する計画	遺体の埋火葬
	3	3	24	行方不明者の捜索・遺体の収容等に関する計画	身元不明遺体の処置

	編	章	節		活動項目
災害応急対策【地震・津波対策編】	4	3	2	災害対策本部の設置及び運営	災対本部の設置
	4	3	2	災害対策本部の設置及び運営	災害対応の体制
	4	3	3	職員の配備体制・動員計画	配備体制
	4	3	3	職員の配備体制・動員計画	動員計画
	4	3	4	避難の指示	避難誘導
	4	3	6	災害情報の収集・報告	災害情報の収集
	4	3	6	災害情報の収集・報告	災害情報の整理・分析
	4	3	10	避難所の開設及び運営	避難所の運営
	4	3	15	災害救助法の適用	災害救助法の運用
	4	3	17	保健・防疫・衛生計画	防疫活動の実施
	4	3	18	応援協力要請	応援要請発動の基準
	4	3	18	応援協力要請	チームにおける対応
	4	3	20	廃棄物処理計画	し尿の収集処理
	4	3	20	廃棄物処理計画	一般廃棄物の収集処理
	4	3	20	廃棄物処理計画	災害廃棄物等の処理
	4	3	21	二次災害の防止	公共施設の点検及び応急措置
	4	3	21	二次災害の防止	危険物・高圧ガス取扱い施設等の応急措置
	4	3	25	行方不明者の捜索・遺体の収容等に関する計画	遺体の収容、検視・検案、引渡し等
4	3	25	行方不明者の捜索・遺体の収容等に関する計画	遺体の埋火葬	
4	3	25	行方不明者の捜索・遺体の収容等に関する計画	身元不明遺体の処置	

	編	章	節		活動項目
【事故等の災害対策編】	6	-	3	油等流出事故への対応	連絡調整本部との連携
	6	-	3	油等流出事故への対応	応急対策活動
	6	-	4	原子力災害対策	防護措置
	6	-	4	原子力災害対策	環境汚染への対処

	編	章	節		活動項目
復旧・復興計画	7	-	2	住宅応急対策	消毒剤等の提供
	7	-	2	住宅応急対策	公費解体
	7	-	6	公共施設等の復旧	公共施設等の復旧

避難所・教育チーム

	編	章	節		活動項目
災害予防対策	2	3	1	災害応急体制の整備	活動体制の整備
	2	3	2	避難体制の整備	避難場所・避難所等の整備
	2	3	6	津波災害予防対策	施設の避難対策
	2	3	10	学校(園)等の対策	防災上必要な体制の整備
	2	3	10	学校(園)等の対策	登下校時の安全確保
	2	3	10	学校(園)等の対策	施設の安全対策
	2	3	10	学校(園)等の対策	学校における防災教育
	2	3	12	避難所運営体制の整備	避難所開錠体制の確保
	2	3	12	避難所運営体制の整備	避難所運営体制の整備
	2	3	13	要配慮者対策の推進	在宅の高齢者及び障がい者等に対する対策
	2	3	13	要配慮者対策の推進	要配慮者利用施設の利用者に対する対策

	編	章	節		活動項目
災害応急対策【風水害対策編】	3	3	2	災害対策本部の設置及び運営	災対本部の設置
	3	3	2	災害対策本部の設置及び運営	災害対応の体制
	3	3	2	災害対策本部の設置及び運営	タイムラインの活用
	3	3	3	職員の配備体制・動員計画	配備体制
	3	3	3	職員の配備体制・動員計画	動員計画
	3	3	4	通信手段の確保	災害時に用いる通信手段の確認
	3	3	4	通信手段の確保	通信途絶時の対応
	3	3	5	災害情報の収集・報告	災害情報の収集
	3	3	5	災害情報の収集・報告	災害情報の整理・分析
	3	3	7	避難所の開設及び運営	避難所の開設及び避難者の受入れ
	3	3	7	避難所の開設及び運営	避難所の運営
	3	3	7	避難所の開設及び運営	避難所の集約・閉鎖
	3	3	8	要配慮者への対応	要配慮者の避難行動支援
	3	3	8	要配慮者への対応	要配慮者利用施設等への情報伝達
	3	3	8	要配慮者への対応	避難行動要支援者の安否確認
	3	3	8	要配慮者への対応	在宅の要配慮者への応急対策
	3	3	8	要配慮者への対応	要配慮者利用施設における応急対策
	3	3	8	要配慮者への対応	指定避難所等での配慮
	3	3	8	要配慮者への対応	福祉避難所の開設・運営
	3	3	11	安否不明者等の氏名等の公表	安否不明者・行方不明者の氏名等の公表
	3	3	11	安否不明者等の氏名等の公表	死者の氏名等の公表

3	3	12	物資供給	食料の確保・供給
3	3	12	物資供給	生活物資の確保・供給
3	3	15	災害救助法の適用	災害救助法の運用
3	3	17	保健・防疫・衛生計画	保健活動の実施
3	3	17	保健・防疫・衛生計画	防疫活動の実施
3	3	17	保健・防疫・衛生計画	衛生対策の実施
3	3	18	応援協力要請	応援要請発動の基準
3	3	18	応援協力要請	チームにおける対応
3	3	19	帰宅困難者対策	帰宅困難者への支援
3	3	20	廃棄物処理計画	一般廃棄物の収集処理
3	3	21	二次災害の防止	公共施設の点検及び応急措置
3	3	26	教育施設等の対策	休校(園)措置の実施
3	3	26	教育施設等の対策	生徒等の安全確保
3	3	26	教育施設等の対策	学校施設等の一時使用措置
3	3	26	教育施設等の対策	応急教育の実施判断
3	3	26	教育施設等の対策	文化財の対策
3	3	27	局地的大雨への対応	「気象解説情報(線状降水帯半日前予測)」発表に伴う対応
3	3	27	局地的大雨への対応	「気象防災速報(線状降水帯発生)」発表に伴う対応

	編	章	節		活動項目
災害応急対策【地震・津波対策編】	4	3	2	災害対策本部の設置及び運営	災対本部の設置
	4	3	2	災害対策本部の設置及び運営	災害対応の体制
	4	3	3	職員の配備体制・動員計画	配備体制
	4	3	3	職員の配備体制・動員計画	動員計画
	4	3	4	避難の指示	避難誘導
	4	3	5	通信手段の確保	災害時に用いる通信手段の確認
	4	3	5	通信手段の確保	通信途絶時の対応
	4	3	6	災害情報の収集・報告	災害情報の収集
	4	3	6	災害情報の収集・報告	災害情報の整理・分析
	4	3	8	安否不明者等の氏名等の公表	安否不明者・行方不明者の氏名等の公表
	4	3	8	安否不明者等の氏名等の公表	死者の氏名等の公表
	4	3	10	避難所の開設及び運営	避難所の開設及び避難者の受入れ
	4	3	10	避難所の開設及び運営	避難所の運営
	4	3	10	避難所の開設及び運営	避難所の集約・閉鎖
	4	3	11	要配慮者への対応	避難行動要支援者の安否確認
	4	3	11	要配慮者への対応	在宅の要配慮者への応急対策
	4	3	11	要配慮者への対応	要配慮者利用施設における応急対策
	4	3	11	要配慮者への対応	指定避難所等での配慮
	4	3	11	要配慮者への対応	福祉避難所の開設・運営
	4	3	12	物資供給	食料の確保・供給
	4	3	12	物資供給	生活物資の確保・供給
	4	3	15	災害救助法の適用	災害救助法の運用
	4	3	17	保健・防疫・衛生計画	保健活動の実施
	4	3	17	保健・防疫・衛生計画	防疫活動の実施
	4	3	17	保健・防疫・衛生計画	衛生対策の実施
	4	3	18	応援協力要請	応援要請発動の基準
	4	3	18	応援協力要請	チームにおける対応
	4	3	19	帰宅困難者対策	帰宅困難者への支援
	4	3	20	廃棄物処理計画	し尿の収集処理
	4	3	20	廃棄物処理計画	一般廃棄物の収集処理
	4	3	21	二次災害の防止	公共施設の点検及び応急措置
	4	3	27	教育施設等の対策	生徒等の安全確保
	4	3	27	教育施設等の対策	休校(園)措置の実施
	4	3	27	教育施設等の対策	学校施設等の一時使用措置
	4	3	27	教育施設等の対策	応急教育の実施判断
	4	3	27	教育施設等の対策	文化財の対策

	編	章	節	活動項目
【事故等の災害対策編】	6	-	1 危険物施設等の事故対応	避難の指示等
	6	-	2 航空機・列車事故等への対応	応急対策活動
	6	-	3 油等流出事故への対応	応急対策活動
	6	-	4 原子力災害対策	防護措置
	6	-	4 原子力災害対策	避難受入
	6	-	5 大規模火災の対策	避難措置

	編	章	節	活動項目
復旧・復興計画	7	-	1 民生安定のための緊急措置	特例措置
	7	-	3 激甚災害の指定	被害情報の収集
	7	-	6 公共施設等の復旧	公共施設等の復旧
	7	-	7 復興に関する計画	事前復興対策の実施
	7	-	7 復興に関する計画	桑名市災害復興本部の設置
	7	-	7 復興に関する計画	復興計画の策定体制
	7	-	7 復興に関する計画	災害復興計画の策定
	7	-	7 復興に関する計画	地域等との連携

生活再建チーム

	編	章	節	活動項目
災害予防対策	2	3	1 災害応急体制の整備	活動体制の整備
	2	3	6 津波災害予防対策	施設の避難対策
	2	3	13 要配慮者対策の推進	要配慮者利用施設の利用者に対する対策
	2	3	16 ボランティアとの協力	連携支援体制の構築
	2	3	16 ボランティアとの協力	人材育成
	2	3	16 ボランティアとの協力	協力体制
	2	3	16 ボランティアとの協力	ボランティアとの連携

	編	章	節	活動項目
災害応急対策【風水害対策編】	3	3	2 災害対策本部の設置及び運営	災対本部の設置
	3	3	2 災害対策本部の設置及び運営	災害対応の体制
	3	3	2 災害対策本部の設置及び運営	タイムラインの活用
	3	3	3 職員の配備体制・動員計画	配備体制
	3	3	3 職員の配備体制・動員計画	動員計画
	3	3	5 災害情報の収集・報告	災害情報の収集
	3	3	5 災害情報の収集・報告	災害情報の整理・分析
	3	3	11 安否不明者等の氏名等の公表	安否不明者・行方不明者の氏名等の公表
	3	3	11 安否不明者等の氏名等の公表	死者の氏名等の公表
	3	3	18 応援協力要請	応援要請発動の基準
	3	3	18 応援協力要請	チームにおける対応
	3	3	21 二次災害の防止	公共施設の点検及び応急措置
	3	3	22 災害支援活動のサポート	災害ボランティア支援センターの開設
	3	3	22 災害支援活動のサポート	災害ボランティアの活動支援
	3	3	22 災害支援活動のサポート	専門ボランティアの受入れ
	3	3	24 行方不明者の捜索・遺体の収容等に関する計画	遺体の収容、検視・検案、引渡し等
	3	3	24 行方不明者の捜索・遺体の収容等に関する計画	身元不明遺体の処置

	編	章	節		活動項目
災害応急対策【地震・津波対策編】	4	3	2	災害対策本部の設置及び運営	災対本部の設置
	4	3	2	災害対策本部の設置及び運営	災害対応の体制
	4	3	3	職員の配備体制・動員計画	配備体制
	4	3	3	職員の配備体制・動員計画	動員計画
	4	3	4	避難の指示	避難誘導
	4	3	6	災害情報の収集・報告	災害情報の収集
	4	3	6	災害情報の収集・報告	災害情報の整理・分析
	4	3	8	安否不明者等の氏名等の公表	安否不明者・行方不明者の氏名等の公表
	4	3	8	安否不明者等の氏名等の公表	死者の氏名等の公表
	4	3	18	応援協力要請	応援要請発動の基準
	4	3	18	応援協力要請	チームにおける対応
	4	3	21	二次災害の防止	公共施設の点検及び応急措置
	4	3	22	災害支援活動のサポート	災害ボランティア支援センターの開設
	4	3	22	災害支援活動のサポート	災害ボランティアの活動支援
	4	3	22	災害支援活動のサポート	専門ボランティアの受入れ
	4	3	25	行方不明者の捜索・遺体の収容等に関する計画	遺体の収容、検視・検案、引渡し等
	4	3	25	行方不明者の捜索・遺体の収容等に関する計画	身元不明遺体の処置

	編	章	節		活動項目
復旧・復興計画	7	-	1	民生安定のための緊急措置	被災者支援体制の整備
	7	-	1	民生安定のための緊急措置	罹災証明等の発行
	7	-	1	民生安定のための緊急措置	被災者台帳の作成
	7	-	1	民生安定のための緊急措置	災害弔慰金等の支給
	7	-	1	民生安定のための緊急措置	災害援護資金の貸付
	7	-	1	民生安定のための緊急措置	被災者生活再建資金の支給
	7	-	1	民生安定のための緊急措置	災害見舞金の支給
	7	-	1	民生安定のための緊急措置	義援金の受付・配布
	7	-	1	民生安定のための緊急措置	特例措置
	7	-	1	民生安定のための緊急措置	総合支援窓口の開設

医療保健チーム

	編	章	節	活動項目
災害予防対策	2	3	1 災害応急体制の整備	活動体制の整備
	2	3	6 津波災害予防対策	施設の避難対策
	2	3	8 医療体制の整備	医療体制の整備
	2	3	8 医療体制の整備	医薬品等の確保
	2	3	10 学校(園)等の対策	防災上必要な体制の整備
	2	3	10 学校(園)等の対策	登下校時の安全確保
	2	3	10 学校(園)等の対策	施設の安全対策
	2	3	13 要配慮者対策の推進	在宅の高齢者及び障がい者等に対する対策
	2	3	13 要配慮者対策の推進	要配慮者利用施設の利用者に対する対策
	2	3	13 要配慮者対策の推進	妊産婦・乳幼児に対する対策

	編	章	節	活動項目
災害応急対策【風水害対策編】	3	3	2 災害対策本部の設置及び運営	災对本部の設置
	3	3	2 災害対策本部の設置及び運営	災害対応の体制
	3	3	2 災害対策本部の設置及び運営	タイムラインの活用
	3	3	3 職員の配備体制・動員計画	配備体制
	3	3	3 職員の配備体制・動員計画	動員計画
	3	3	5 災害情報の収集・報告	災害情報の収集
	3	3	5 災害情報の収集・報告	災害情報の整理・分析
	3	3	7 避難所の開設及び運営	避難所の運営
	3	3	8 要配慮者への対応	要配慮者利用施設等への情報伝達
	3	3	8 要配慮者への対応	在宅の要配慮者への応急対策
	3	3	8 要配慮者への対応	要配慮者利用施設における応急対策
	3	3	8 要配慮者への対応	指定避難所等での配慮
	3	3	10 医療救護	医療情報の収集伝達
	3	3	10 医療救護	応急救護体制の整備
	3	3	10 医療救護	医薬品・医療資機材等の調達
	3	3	15 災害救助法の適用	災害救助法の運用
	3	3	17 保健・防疫・衛生計画	保健活動の実施
	3	3	17 保健・防疫・衛生計画	防疫活動の実施
	3	3	17 保健・防疫・衛生計画	衛生対策の実施
	3	3	17 保健・防疫・衛生計画	入浴施設の確保
	3	3	18 応援協力要請	応援要請発動の基準
	3	3	18 応援協力要請	チームにおける対応

3	3	21	二次災害の防止	公共施設の点検及び応急措置
3	3	26	教育施設等の対策	休校(園)措置の実施
3	3	26	教育施設等の対策	生徒等の安全確保
3	3	26	教育施設等の対策	応急的な保育及び幼児教育の実施判断

	編	章	節	活動項目
災害応急対策【地震・津波対策編】	4	3	2	災害対策本部の設置及び運営
	4	3	2	災害対策本部の設置及び運営
	4	3	3	職員の配備体制・動員計画
	4	3	3	職員の配備体制・動員計画
	4	3	4	避難の指示
	4	3	6	災害情報の収集・報告
	4	3	6	災害情報の収集・報告
	4	3	9	医療救護
	4	3	9	医療救護
	4	3	9	医療救護
	4	3	10	避難所の開設及び運営
	4	3	11	要配慮者への対応
	4	3	11	要配慮者への対応
	4	3	11	要配慮者への対応
	4	3	15	災害救助法の適用
	4	3	17	保健・防疫・衛生計画
	4	3	17	保健・防疫・衛生計画
	4	3	17	保健・防疫・衛生計画
	4	3	17	保健・防疫・衛生計画
	4	3	18	応援協力要請
	4	3	18	応援協力要請
	4	3	21	二次災害の防止
	4	3	27	教育施設等の対策
	4	3	27	教育施設等の対策
	4	3	27	教育施設等の対策

	編	章	節		活動項目
【事故等の災害対策編】	6	-	1	危険物施設等の事故対応	避難の指示等
	6	-	2	航空機・列車事故等への対応	応急対策活動
	6	-	3	油等流出事故への対応	応急対策活動
	6	-	4	原子力災害対策	防護措置
	6	-	4	原子力災害対策	健康相談
	6	-	5	大規模火災の対策	避難措置

	編	章	節		活動項目
復旧・復興計画	7	-	1	民生安定のための緊急措置	特例措置
	7	-	1	民生安定のための緊急措置	心のケアの実施
	7	-	2	住宅応急対策	巡回保健相談
	7	-	2	住宅応急対策	母子父子寡婦福祉資金住宅資金

応急復旧チーム

	編	章	節	活動項目
災害予防対策	2	3	1 災害応急体制の整備	活動体制の整備
	2	3	3 風水害予防対策	河川の対策
	2	3	3 風水害予防対策	低湿地対策
	2	3	3 風水害予防対策	高潮対策
	2	3	3 風水害予防対策	水門・樋門等の管理
	2	3	3 風水害予防対策	ため池の管理
	2	3	4 土砂災害予防対策	土砂災害の予防対策
	2	3	5 地震災害予防対策	防災構造の強化
	2	3	5 地震災害予防対策	建築物の耐震不燃化の促進
	2	3	6 津波災害予防対策	海岸保全事業等の推進
	2	3	6 津波災害予防対策	施設の避難対策
	2	3	6 津波災害予防対策	水門・樋門等の管理
	2	3	7 火災及び危険物の予防対策	林野火災予防計画
	2	3	9 公共施設・ライフライン施設の対策	道路
	2	3	9 公共施設・ライフライン施設の対策	河川護岸施設
	2	3	9 公共施設・ライフライン施設の対策	公園
	2	3	11 防災・減災の取組み	防災営農計画
	2	3	12 避難所運営体制の整備	避難所運営体制の整備

	編	章	節	活動項目
災害応急対策【風水害対策編】	3	3	2 災害対策本部の設置及び運営	災対本部の設置
	3	3	2 災害対策本部の設置及び運営	災害対応の体制
	3	3	2 災害対策本部の設置及び運営	タイムラインの活用
	3	3	3 職員の配備体制・動員計画	配備体制
	3	3	3 職員の配備体制・動員計画	動員計画
	3	3	5 災害情報の収集・報告	災害情報の収集
	3	3	5 災害情報の収集・報告	気象情報の収集
	3	3	5 災害情報の収集・報告	災害情報の整理・分析
	3	3	6 避難の指示	警戒区域の設定
	3	3	7 避難所の開設及び運営	避難所の運営
	3	3	8 要配慮者への対応	要配慮者利用施設等への情報伝達
	3	3	14 緊急輸送活動・交通規制	道路交通情報・被害情報の収集
	3	3	14 緊急輸送活動・交通規制	緊急輸送道路等の確保
	3	3	14 緊急輸送活動・交通規制	交通規制の実施

3	3	15	災害救助法の適用	災害救助法の運用
3	3	18	応援協力要請	応援要請発動の基準
3	3	18	応援協力要請	チームにおける対応
3	3	21	二次災害の防止	公共土木施設等の点検及び応急措置
3	3	21	二次災害の防止	公共施設の点検及び応急措置
3	3	21	二次災害の防止	危険物・高圧ガス取扱い施設等の応急措置
3	3	23	宅地等の危険度判定	被災宅地危険度判定実施の準備
3	3	23	宅地等の危険度判定	被災宅地危険度判定の実施
3	3	27	局地的大雨への対応	「気象解説情報(線状降水帯半日前予測)」発表に伴う対応
3	3	27	局地的大雨への対応	「気象防災速報(線状降水帯発生)」発表に伴う対応

	編	章	節	活動項目
災害応急対策【地震・津波対策編】	4	3	2	災害対策本部の設置及び運営
	4	3	2	災害対策本部の設置及び運営
	4	3	3	職員の配備体制・動員計画
	4	3	3	職員の配備体制・動員計画
	4	3	4	避難の指示
	4	3	4	避難の指示
	4	3	4	避難の指示
	4	3	6	災害情報の収集・報告
	4	3	6	災害情報の収集・報告
	4	3	10	避難所の開設及び運営
	4	3	10	避難所の開設及び運営
	4	3	14	緊急輸送活動・交通規制
	4	3	14	緊急輸送活動・交通規制
	4	3	14	緊急輸送活動・交通規制
	4	3	15	災害救助法の適用
	4	3	18	応援協力要請
	4	3	18	応援協力要請
	4	3	21	二次災害の防止
	4	3	21	二次災害の防止
	4	3	21	二次災害の防止

	4	3	23	建築物、宅地等の応急危険度判定	被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定実施の準備
	4	3	23	建築物、宅地等の応急危険度判定	被災建築物応急危険度判定の実施
	4	3	23	建築物、宅地等の応急危険度判定	被災宅地危険度判定の実施

	編	章	節		活動項目
【事故等の災害対策編】	6	-	1	危険物施設等の事故対応	警戒区域の設定
	6	-	2	航空機・列車事故等への対応	応急対策活動
	6	-	3	油等流出事故への対応	応急対策活動
	6	-	4	原子力災害対策	防護措置
	6	-	4	原子力災害対策	風評被害の軽減
	6	-	5	大規模火災の対策	避難措置
	6	-	6	林野火災の対策	空中消火活動

	編	章	節		活動項目
復旧・復興計画	7	-	1	民生安定のための緊急措置	総合支援窓口の開設
	7	-	2	住宅応急対策	住宅相談窓口等の設置とニーズの把握
	7	-	2	住宅応急対策	応急仮設住宅の確保
	7	-	2	住宅応急対策	公営住宅への入居
	7	-	2	住宅応急対策	住宅の緊急修理
	7	-	2	住宅応急対策	住宅の応急修理
	7	-	2	住宅応急対策	土石等障害物の除去
	7	-	3	激甚災害の指定	被害情報の収集
	7	-	4	地域経済復旧支援	農林水産業者に対する支援
	7	-	6	公共施設等の復旧	公共施設等の復旧
	7	-	7	復興に関する計画	事前復興対策の実施
	7	-	7	復興に関する計画	桑名市災害復興本部の設置
	7	-	7	復興に関する計画	復興計画の策定体制
	7	-	7	復興に関する計画	災害復興計画の策定
	7	-	7	復興に関する計画	地域等との連携

上下水道チーム

	編	章	節	活動項目
災害予防対策	2	3	1 災害応急体制の整備	活動体制の整備
	2	3	3 風水害予防対策	低湿地対策
	2	3	3 風水害予防対策	水門・樋門等の管理
	2	3	6 津波災害予防対策	海岸保全事業等の推進
	2	3	6 津波災害予防対策	施設の避難対策
	2	3	6 津波災害予防対策	水門・樋門等の管理
	2	3	9 公共施設・ライフライン施設の対策	水道施設
	2	3	9 公共施設・ライフライン施設の対策	下水道施設

	編	章	節	活動項目
災害応急対策【風水害対策編】	3	3	2 災害対策本部の設置及び運営	災対本部の設置
	3	3	2 災害対策本部の設置及び運営	災害対応の体制
	3	3	2 災害対策本部の設置及び運営	タイムラインの活用
	3	3	3 職員の配備体制・動員計画	配備体制
	3	3	3 職員の配備体制・動員計画	動員計画
	3	3	5 災害情報の収集・報告	災害情報の収集
	3	3	5 災害情報の収集・報告	災害情報の整理・分析
	3	3	7 避難所の開設及び運営	避難所の運営
	3	3	13 応急給水	応急給水計画
	3	3	13 応急給水	応急給水活動の調整
	3	3	15 災害救助法の適用	災害救助法の運用
	3	3	18 応援協力要請	応援要請発動の基準
	3	3	18 応援協力要請	チームにおける対応
	3	3	21 二次災害の防止	公共施設の点検及び応急措置
	3	3	21 二次災害の防止	危険物・高圧ガス取扱い施設等の応急措置
	3	3	27 局地的大雨への対応	「気象解説情報(線状降水帯半日前予測)」発表に伴う対応
	3	3	27 局地的大雨への対応	「気象防災速報(線状降水帯発生)」発表に伴う対応

	編	章	節		活動項目
災害応急対策【地震・津波対策編】	4	3	2	災害対策本部の設置及び運営	災対本部の設置
	4	3	2	災害対策本部の設置及び運営	災害対応の体制
	4	3	3	職員の配備体制・動員計画	配備体制
	4	3	3	職員の配備体制・動員計画	動員計画
	4	3	4	避難の指示	避難誘導
	4	3	6	災害情報の収集・報告	災害情報の収集
	4	3	6	災害情報の収集・報告	災害情報の整理・分析
	4	3	10	避難所の開設及び運営	避難所の運営
	4	3	13	応急給水	飲料水の確保
	4	3	13	応急給水	応急給水計画
	4	3	13	応急給水	応急給水活動の調整
	4	3	15	災害救助法の適用	災害救助法の運用
	4	3	18	応援協力要請	応援要請発動の基準
	4	3	18	応援協力要請	チームにおける対応
	4	3	20	廃棄物処理計画	し尿の収集処理
	4	3	21	二次災害の防止	公共施設の点検及び応急措置
	4	3	21	二次災害の防止	危険物・高圧ガス取扱い施設等の応急措置

	編	章	節		活動項目
【事故等の災害対策編】	6	-	4	原子力災害対策	防護措置

	編	章	節		活動項目
復旧・復興計画	7	-	1	民生安定のための緊急措置	特例措置
	7	-	5	ライフライン施設の復旧	水道施設の復旧計画
	7	-	5	ライフライン施設の復旧	下水道施設の復旧計画

消防チーム

	編	章	節		活動項目
災害 予 防 対 策	2	3	1	災害応急体制の整備	活動体制の整備
	2	3	2	避難体制の整備	避難誘導体制の整備
	2	3	6	津波災害予防対策	施設の避難対策
	2	3	7	火災及び危険物の予防対策	火災予防対策
	2	3	7	火災及び危険物の予防対策	消防力の強化
	2	3	7	火災及び危険物の予防対策	自衛消防力の強化育成
	2	3	7	火災及び危険物の予防対策	危険物の災害予防
	2	3	7	火災及び危険物の予防対策	放射性物質の災害予防
	2	3	7	火災及び危険物の予防対策	毒物・劇物等の災害予防
	2	3	7	火災及び危険物の予防対策	高圧ガスの災害予防

	編	章	節		活動項目
災害応急対策【風水害対策編】	3	3	2	災害対策本部の設置及び運営	災対本部の設置
	3	3	2	災害対策本部の設置及び運営	災害対応の体制
	3	3	2	災害対策本部の設置及び運営	タイムラインの活用
	3	3	3	職員の配備体制・動員計画	配備体制
	3	3	3	職員の配備体制・動員計画	動員計画
	3	3	5	災害情報の収集・報告	災害情報の収集
	3	3	5	災害情報の収集・報告	災害情報の整理・分析
	3	3	6	避難の指示	警戒区域の設定
	3	3	9	救助・救急及び消防活動	救助・救急活動の実施及び調整
	3	3	9	救助・救急及び消防活動	消防活動の実施及び応援・受援
	3	3	9	救助・救急及び消防活動	消防団の活動
	3	3	9	救助・救急及び消防活動	惨事ストレス対策
	3	3	10	医療救護	応急救護体制の整備
	3	3	11	安否不明者等の氏名等の公表	安否不明者・行方不明者の氏名等の公表
	3	3	15	災害救助法の適用	災害救助法の運用
	3	3	18	応援協力要請	応援要請発動の基準
	3	3	18	応援協力要請	チームにおける対応
	3	3	18	応援協力要請	緊急消防援助隊に対する要請
	3	3	21	二次災害の防止	公共施設の点検及び応急措置
	3	3	21	二次災害の防止	危険物・高圧ガス取扱い施設等の応急措置
3	3	24	行方不明者の捜索・遺体の収容等に関する計画	行方不明者の捜索	

	編	章	節		活動項目
災害応急対策【地震・津波対策編】	4	3	2	災害対策本部の設置及び運営	災对本部の設置
	4	3	2	災害対策本部の設置及び運営	災害対応の体制
	4	3	3	職員の配備体制・動員計画	配備体制
	4	3	3	職員の配備体制・動員計画	動員計画
	4	3	4	避難の指示	避難情報の発令
	4	3	4	避難の指示	避難誘導
	4	3	4	避難の指示	警戒区域の設定
	4	3	6	災害情報の収集・報告	災害情報の収集
	4	3	6	災害情報の収集・報告	災害情報の整理・分析
	4	3	7	救助・救急及び消防活動	救助・救急活動の実施及び調整
	4	3	7	救助・救急及び消防活動	消防活動の実施及び応援・受援
	4	3	7	救助・救急及び消防活動	消防団の活動
	4	3	7	救助・救急及び消防活動	惨事ストレス対策
	4	3	8	安否不明者等の氏名等の公表	安否不明者・行方不明者の氏名等の公表
	4	3	9	医療救護	応急救護体制の整備
	4	3	15	災害救助法の適用	災害救助法の運用
	4	3	18	応援協力要請	応援要請発動の基準
	4	3	18	応援協力要請	チームにおける対応
	4	3	18	応援協力要請	緊急消防援助隊に対する要請
	4	3	21	二次災害の防止	公共施設の点検及び応急措置
	4	3	21	二次災害の防止	危険物・高圧ガス取扱い施設等の応急措置
4	3	25	行方不明者の捜索・遺体の収容等に関する計画	行方不明者の捜索	

	編	章	節		活動項目
【事故等の災害対策編】	6	-	1	危険物施設等の事故対応	避難の指示等
	6	-	1	危険物施設等の事故対応	救助・消火活動
	6	-	1	危険物施設等の事故対応	警戒区域の設定
	6	-	1	危険物施設等の事故対応	資機材等の確保
	6	-	1	危険物施設等の事故対応	施設等の使用の一次停止命令等
	6	-	2	航空機・列車事故等への対応	活動体制の確立
	6	-	2	航空機・列車事故等への対応	応急対策活動
	6	-	3	油等流出事故への対応	連絡調整本部との連携
	6	-	3	油等流出事故への対応	応急対策活動
	6	-	5	大規模火災の対策	情報収集・伝達
	6	-	5	大規模火災の対策	予防及び消防活動
	6	-	5	大規模火災の対策	避難措置
	6	-	6	林野火災の対策	情報収集・伝達
	6	-	6	林野火災の対策	予防及び消防活動
	6	-	6	林野火災の対策	空中消火活動

	編	章	節		活動項目
復旧・復興計画	7	-	1	民生安定のための緊急措置	罹災証明等の発行